**【発展問題 】**（計算問題）

【問題】次の〔資料〕により，A株式会社の当期における課税所得の金額を計算しなさい。

〔資料〕

（1）株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

|  |  |
| --- | --- |
| 税引前当期純利益 | 12,345,000円 |
| 法人税，住民税及び事業税 | 4,938,000円 |
| 当期純利益 | 7,407,000円 |

（2）所得計算上の留意点

① 販売費及び一般管理費に計上した役員給与591,000円は，法人税法上損金の額に算入されない。

② 営業外収益に計上した受取配当金500,000円は，法人税法上益金の額に算入されない。

③ 販売費及び一般管理費に計上した所得税額50,000円は，法人税額から控除するため損金の額に算入されない。

④ 法人税，住民税及び事業税に計上した法人税の中間納付額925,800円は，法人税法上損金の額に算入されない。

⑤ 法人税，住民税及び事業税に計上した住民税の中間納付額300,000円は，法人税法上損金の額に算入されない。

⑥ 当期の売上高に計上すべき150,000円が会社決算では売上高に計上されていない。この売上高は，法人税法上益金の額に算入される。

⑦ ⑥の売上高に係る商品90,000円は，会社決算では期末棚卸高として計上されているため，売上原価に計上されていない。この商品は，法人税法上損金の額に算入される。

⑧ 販売費及び一般管理費に計上した寄附金100,000円は，法人税法上損金の額に算入されない。

【解答】

　A株式会社の課税所得の金額：8,933,800円

**〈計算過程〉**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別表四（所得金額の計算）　　　　　　　　　　（単位：円） | | |
| 区　　　分 | | 金　　　額 |
| 当期利益の額 | | 7,407,000 |
| 加　算 | ①役員給与（損金不算入項目） | 591,000 |
| ③所得税額（損金不算入項目） | 50,000 |
| ④法人税の中間納付額（損金不算入項目） | 925,800 |
| ⑤住民税の中間納付額（損金不算入項目） | 300,000 |
| ⑥売上高計上もれ（益金算入項目） | 150,000 |
| ⑧寄附金（損金不算入項目） | 100,000 |
| 小　　　計 | 2,116,800 |
| 減　算 | ②受取配当金（益金不算入項目） | 500,000 |
| ⑦売上原価計上もれ（損金算入項目） | 90,000 |
| 小　　　計 | 590,000 |
| 所 得 金 額 | | 8,933,800 |